

## 令和3年度国民健康保険料率等の算定について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

### 1 都が算定した令和3年度納付金および標準保険料率

令和3年度 練馬区納付金額および標準保険料率

|      |      | 基礎(医療)分          | 後期支援金分          | 介護納付金分          | 合計               |
|------|------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 納付金額 |      | 13,943,107,808 円 | 4,788,567,212 円 | 2,184,401,720 円 | 20,916,076,740 円 |
| 料率   | 所得割率 | 6.91%            | 2.53%           | 2.59%           | 12.03%           |
|      | 均等割額 | 40,618 円         | 14,510 円        | 18,918 円        | 74,046 円         |

### 2 令和3年度練馬区国民健康保険料算定の考え方

#### (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

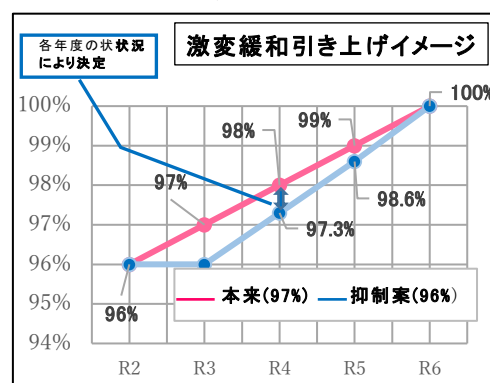
特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応するとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。

また、特別区独自の激変緩和措置として、制度改正初年度の平成30年度は、納付金の94%として保険料を算定し、以後6年間でこの割合原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を解消すべく、段階的、計画的に保険料率を設定することとしている。

令和3年度保険料算定においては、コロナ禍において負担抑制策を講じる必要があるとの考えから、この未曾有の状況に対応する特別措置として、特別区独自の激変緩和割合を一旦据え置き、納付金の96%を保険料賦課総額とし、令和3年度保険料率の算定を行った。

以後3年間で4%を引き上げ、令和6年度に100%とする。

引き上げの幅は今後検討する。



(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険料負担を軽減するため、世帯主や国保加入者等の合計所得が基準以下になる場合、均等割額の軽減（7割・5割・2割）を行っている。

平成30年度税制改正において、働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しが行われ、給与所得者および年金所得者に適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部について、すべてのものに適用される基礎控除に振り替える見直しがされた。

これにより、基礎控除額が10万円引き上げられたことに合わせ、基礎控除額を基準とする軽減判定基準額を10万円引き上げ、43万円とする。

また、給与所得控除額や公的年金等控除額の引き下げにより所得増となる方が世帯に二人以上いる場合、その所得増が基礎控除額の引き上げ分の10万円を超え、所得に変化がない場合でも保険料軽減の対象外となる場合があることから、給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を軽減判定基準額に加えることにより、税制改正の影響による不利益が生じないように、改正を行う。

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）および一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）

| 軽減割合 | 令和3年度   | 令和2年度                      |
|------|---|----------------------------|
| 7割   | $\frac{43 \text{ 万円}}{+ (\text{給与所得者等数}-1) \times 10 \text{ 万円}}$   | 33万円                       |
| 5割   | $\frac{43 \text{ 万円}}{+ (\text{給与所得者等数}-1) \times 10 \text{ 万円} + (\text{被保険者数} \times 28.5 \text{ 万円})}$ | 33万円<br>+ (被保険者数 × 28.5万円) |
| 2割   | $\frac{43 \text{ 万円}}{+ (\text{給与所得者等数}-1) \times 10 \text{ 万円} + (\text{被保険者数} \times 52 \text{ 万円})}$   | 33万円<br>+ (被保険者数 × 52万円)   |

イ 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例に、「110万円」とあるのは「125万円」と読み替えの規定を加える。また、規定の整備を行う。

(3) 令和 2 年度税制改正に係る改正【第 15 条】

令和 2 年度税制改正において、租税特別措置法の一部が改正され、個人が令和 2 年 7 月 1 日から同 4 年 12 月 31 日までの間に、低未利用地（空き家・空き地・空き店舗等）の譲渡をした場合に、税法上の特別控除として、低未利用地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除出来るとすることが出来ることとされた。

これに伴い、基礎賦課額の所得割の算定に係る適用条項に「第 35 条の 3 第 1 項」を追加する。

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う改正【付則第 8 条】

新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律の施行により、引用元が削除されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」から引用している新型コロナウイルス感染症の定義を改める。

条例の規定する対象者等の変更はなく、引用元の関係法の読み替えが目的。

### 3 令和3年度保険料率等

#### (1) 賦課割合

区の被保者数および所得見込みから、基礎（医療）分の賦課割合（所得割：均等割）を58：42、支援金分および介護分を57：43とする。

#### (2) 保険料率

##### 【基礎（医療）分＋支援金分】

|     | 基礎（医療）分       |         | 支援金分         |         | 計（基礎分＋支援分）   |         |
|-----|---------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
|     | 所得割           | 均等割     | 所得割          | 均等割     | 所得割          | 均等割     |
| 3年度 | 7.13%         | 38,800円 | 2.41%        | 13,200円 | 9.54%        | 52,000円 |
| 2年度 | 7.14%         | 39,900円 | 2.29%        | 12,900円 | 9.43%        | 52,800円 |
| 増減  | ▲0.01<br>ポイント | ▲1,100円 | 0.12<br>ポイント | 300円    | 0.11<br>ポイント | ▲800円   |

##### 【介護分】（40～64歳）

|     | 介護分          |         | 計（基礎分＋支援分<br>＋介護分） |         |
|-----|--------------|---------|--------------------|---------|
|     | 所得割          | 均等割     | 所得割                | 均等割     |
| 3年度 | 2.52%        | 17,000円 | 12.06%             | 69,000円 |
| 2年度 | 1.98%        | 15,600円 | 11.41%             | 68,400円 |
| 増減  | 0.54<br>ポイント | 1,400円  | 0.65<br>ポイント       | 600円    |

#### (3) 1人当たり保険料額

|              | 基礎（医療）分＋支援金分    | 基礎分＋支援金分＋介護分   |
|--------------|-----------------|----------------|
| 3年度          | 124,989円        | 165,868円       |
| 2年度          | 126,202円        | 162,152円       |
| 増減<br>（前年度比） | ▲1,213円（0.96%減） | 3,716円（2.29%増） |